

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年10月7日 19時55分ごろ
発生場所	高知県宿毛市宿毛湾港南南西方沖 池島灯台から真方位219° 2海里付近 (概位 北緯32° 53.7′ 東経132° 39.6′)
事故の概要	旅客船望洋丸は、北東進中、養殖生け簀に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 望洋丸、15トン
船舶番号、船舶所有者等	282-17076高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷プロペラ翼に曲損 養殖生け簀 網及び浮子に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、旅客6人を乗せ、北東進中、船長が、目視及びレーダーによる見張りを行いながら手動操舵に当たり、船首方に視認した小型船の動向を見ていたところ、船首方至近に養殖生け簀の周囲に設置されている浮標の灯光に気付いた直後、同生け簀に乗り揚げた。
分析	本船は、北東進中、船長が、小型船の動向に意識を向けて航行を続けたことから、養殖生け簀の周囲に設置されている浮標の灯光に気付くのが遅れ、同生け簀に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北東進中、船長が、小型船の動向に意識を向けて航行を続けたため、養殖生け簀の周囲に設置されている浮標の灯光に気付くのが遅れ、同生け簀に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 特定の船舶や物標のみに注意を向ければ、周囲の施設等を見逃してしまうことがあるので、常時、目視及びレーダーによる周囲の適切な見張りを行うこと。